訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済社会システム担当の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

附　則

この訓令は、令和八年十月三十日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○内閣府告示第百二十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示

（災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部改正）

第一条　災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

「デジタル庁　防災庁」を「デジタル庁　防災庁」に改める。

（平成十六年内閣府告示第百十七号及び平成十七年内閣府告示第三十一号の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中政策統括官（防災担当）の項を削る。

一　平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）別表

二　平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）別表

（活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の一部改正）

第三条　活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（平成二十八年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

5の（3）中「［内閣府］」を「［防災庁］」に改める。

附　則

この告示は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

○内閣府告示第百二十四号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第十四項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第十四項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］	地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。